



鳥取県公報

令和元年 10 月 15 日 (火)
第 9 1 4 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (304) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (2 件) (305・306) (〃) 2
	生活保護法による指定医療機関の休止の届出 (307) (〃) 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (2 件) (308・309) (〃) 3
	公共測量の実施 (310) (県土総務課) 4
	収入証紙の小売りさばき人の売りさばき場所の追加 (311) (会計指導課) 4
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (312) (〃) 4
◇ 公 告	土地収用法による審理の開始 (県土総務課) 4

告 示

鳥取県告示第304号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和元年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
長谷川薬局	米子市夜見町3023-29	令和元年9月1日
大崎薬局	米子市大崎1242	〃

鳥取県告示第305号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和元年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
長谷川薬局	米子市夜見町3023-29	令和元年8月31日
大崎薬局	米子市大崎1242	〃

鳥取県告示第306号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和元年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
永見歯科クリニック	境港市誠道町56-2	令和元年8月31日

鳥取県告示第307号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例に

よる場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

令和元年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
医療法人クリ内科胃腸科クリニック	米子市西福原六丁目 2-28	令和元年 7 月 1 日

鳥取県告示第308号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和元年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
長谷川 千鳥	米子市富益町4340	長谷川薬局	米子市夜見町3023-29	居宅療養管理指導	令和元年 8 月 31日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
長谷川 千鳥	米子市富益町4340	長谷川薬局	米子市夜見町3023-29	介護予防居宅療養管理指導	令和元年 8 月 31日

鳥取県告示第309号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和元年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
永見 輝生	境港市誠道町56-2	永見歯科クリニック	境港市誠道町56-2	居宅療養管理指導	令和元年 8 月 31日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
永見 輝生	境港市誠道町56-2	永見歯科クリニック	境港市誠道町56-2	介護予防居宅療養管理指導	令和元年 8 月 31日

2	ク	2	養管理指導	31日
---	---	---	-------	-----

鳥取県告示第310号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和元年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（空中写真撮影、数値地形図データファイル作成）
- 2 作業期間 令和元年10月1日から令和2年2月28日まで
- 3 作業地域 鳥取市内

鳥取県告示第311号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第2項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人の売りさばき場所を追加した旨の届出があったので、告示する。

令和元年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	追加した売りさばき場所	追加年月日
639	株式会社戸信	ダンクショップ鳥取市役所売店 （鳥取市幸町71）	令和元年10月15日

鳥取県告示第312号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

令和元年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
399	株式会社鳥取銀行 鳥取市役所支店	所在地	鳥取市尚徳町116	鳥取市幸町71	令和元年10月15日
431	株式会社鳥取銀行 米子東支店	”	米子市中島二丁目 1-60	米子市東福原四丁 目23-5	令和元年9月24日

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

令和元年10月15日

鳥取県収用委員会会長 松 本 啓 介

- 1 期日
令和元年10月24日（木）午後1時30分から
- 2 場所
鳥取市東町一丁目271
鳥取県庁第二庁舎4階 第34会議室
- 3 件名
鳥取都市計画道路事業3・5・3号美萩野覚寺線（鳥取市湖山町北二丁目地内）